

市議第 3 号

専決処分事項の指定の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 1 2 条及び各務原市議会会議規則（昭和 4 6 年議会規則第 1 号）第 1 4 条の規定により提出します。

令和 7 年 9 月 3 0 日提出

提出者	各務原市議会議員	塚 原	甫
賛成者	〃	小 島	博 彦
賛成者	〃	黒 田	昌 弘
賛成者	〃	瀬 川	利 生
賛成者	〃	池 戸	一 成
賛成者	〃	谷 川	昌 義
賛成者	〃	水 野	浩 幸
賛成者	〃	吉 岡	健
賛成者	〃	小 川	麻 実
賛成者	〃	古 川	明 美
賛成者	〃	水 野	岳 男

提案理由

専決処分事項を新たに指定するもの。

各務原市議会議長 川 嶋 一 生 様

専決処分事項の指定の一部改正

専決処分事項の指定（昭和45年3月19日議決）の一部を次のように改正する。

第2号の次に次の2号を加える。

- 3 支払督促が督促異議の申立てにより訴訟に移行した場合の訴えの提起及び当該訴訟の和解に関すること。
- 4 目的の価額が140万円以下の金銭債権に係る訴えの提起、和解及び調停に関すること（前号に定めるものを除く。）。

附 則

この議決は、令和8年4月1日から実施する。